

令和7年度阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪神南県民センターにおける地域躍動推進事業補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を阪神南県民センター長（以下「県民センター長」という。）にその指定する期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 当該交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法第221条第2項及びこの要綱第15条の規定に基づき県が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書（様式第1号の2）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、県民センター長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 県民センター長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に掲げる者

2 県民センター長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税等が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 次項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県民センター長に報告するとともに、県民センター長の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。
- (3) 補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事務又は事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、前 2 号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。

3 県民センター長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 5 条 補助事業者は、前条第 3 項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から 15 日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

第 6 条 県民センター長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（補助事業の変更）

第 7 条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ（当該変更が

第2号に掲げるものであるときは、知事が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第3号)に知事が別に定める書類を添付して、県民センター長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(県民センター長が別に定める軽微な変更をく。)
- (2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更
- (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(県民センター長が別に定める軽微な変更を除く。)

2 県民センター長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を県民センター長に提出しなければならない。

2 県民センター長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、県民センター長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、県民センター長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を県民センター長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 県民センター長は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。)又は交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)及び県民センター長が別に定める添付書類を県民センター長にそ

の指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第 12 条 県民センター長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第 9 条第 1 項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第 1 項の措置が完了したときは、第 11 条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第 13 条 県民センター長は、補助事業の完了に係る第 11 条及び前条第 3 項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 県民センター長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第 7 条第 2 項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 14 条 県民センター長は、前条第 1 項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第 10 号）により補助金を交付する。

2 県民センター長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 県民センター長は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

2 県民センター長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消

通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 3 県民センター長は、第 1 項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。
- 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の県民センター長が必要と認める場合に行うものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 県民センター長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 県民センター長は、第 13 条第 1 項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 県民センター長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前 2 項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第 17 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第 18 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 19 条 補助事業者又は間接補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、県民センター長又は補助事業者の承認を受けなければならない。

- 2 前項において、間接補助事業者に対して、補助事業者が承認する場合は、補助事業者は、あらかじめ県民センター長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者又は間接補助事業者は、第1項及び前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(暴力団等の排除)

第20条 県民センター長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付申請者又は補助事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 補助事業者は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第21条 県民センター長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

- 2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 県民センター長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(手続の特例)

- 2 この要綱第3条の規定による補助金の交付申請及び第4条の規定による補助金の交付

決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

別表（第2条関係）

補助事業名	阪神南ふるさとづくり応援事業
補助事業の目的	地域課題の解決や地域活性化に向けて、よりよい地域づくりを目指す取組を支援することにより、阪神南地域における県民主体のふるさとづくりを推進する。
補助事業の対象となる者	1 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織、NPO など、阪神南地域を基盤に活動を行う地域団体 2 団体規約等を有し、代表者を定めている団体 3 令和6年度より起算して本事業利用回数が3回以下の団体。 ただし、過去5年以内の補助回数が2回以下の団体は応募可能。
補助事業の対象となる経費	地域課題の解決や地域活性化に向けた取組に要する経費であって、別表1に掲げるもののうち、県民センター長が必要かつ適当と認めるもの。 ただし、別表2に掲げる経費は補助対象外とする。
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内の額で1事業あたりの上限については、大阪・関西万博に向けた交流促進支援事業は30万円、地域活動支援事業は20万円とし、1千円未満の端数は切り捨てる。
適用除外する条項	—
その他の事項	—

(別表 1)

補助対象経費	科 目	内 容
	謝 金	講師・専門家等への謝礼（補助団体構成員・協働の相手方に対するものは除く） ただし、謝礼の上限は総額 5 万円とする。
	旅 費	講師・専門家等の旅費 ただし、公共交通機関料金の実費弁償のみとする。
	印刷製本費	(1) P R 用チラシ、ポスター、パンフレット等作成印刷費 (2) 看板、のぼり作成費
	活動資材費	活動資材購入費、事務用消耗品費 ただし、活動資材のうち、事業終了後も同様の事業目的のために繰り返し使用する物品、資材については、1 品につき 5 万円を上限とする（パソコン等の汎用的な事務機器は認めない）。
	通 信 費	郵便切手代、郵送料
	保 険 料	イベント保険料、ボランティア保険料等
	使 用 料	(1) 会場施設使用料 (2) O A 機器、音響、重機等レンタル・リース料
	委 託 料	会場設営・撤去、会場警備、調査研究等、事業に必要な業務を委託する経費 ただし、委託料は補助対象経費の 1 / 2 以内とする。
	食 糧 費	熱中症対策としての屋外活動中の水分補給用飲料等、事業遂行上、特に必要と認められるもの
	その他の経費	上記のほか、事業実施のために必要な経費として、県民センター長が適当と認める経費

(別表 2)

補助対象外経費	(1) 団体構成員、協働の相手方の人件費 (2) 講師・専門家等への謝礼のうち上限総額 5 万円を超過したもの (3) 自家用車等での移動にかかる経費、ガソリン代、交通系 I C カード購入費、タクシー代 (4) 兵庫県阪神南県民センター「阪神南ふるさとづくり応援事業」による補助金を受けている旨の記載のない広報印刷物費用 (5) 電話代 (6) 財産の形成となる備品購入費（1 品 5 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの） (7) 飲食費（弁当、茶菓代、食事代、販売目的の食材費等） (8) 団体の経常的、日常的な活動経費や維持運営費 (9) 参加者粗品、景品・商品購入費、商品券等金券購入費 (10) その他、県民センター長が補助対象として適当でないと認める経費
---------	--

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	(添付書類) 事業（変更）計画書 (別紙 1) 収支（変更）予算書 (別紙 2) 申請団体・協働団体概要書 (別紙 3)
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) ① 補助事業に要する経費の変更のうち、補助対象経費以外の変更 ② 補助対象経費の変更で、補助金額に増額が生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、事業の細部の変更を行う場合
	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準じる
	(指定期日) 別途通知する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときに、別途通知する
第 11 条	(添付書類) 事業報告書 (別紙 4) 収支決算書 (別紙 5) 領収書等総括表 (別紙 6)
	(指定期日) 補助事業完了後 30 日以内
第 19 条第 1 項	(処分制限期間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)による

令和7年度阪神南ふるさとづくり応援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、阪神南ふるさとづくり応援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、阪神南県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の対象となる団体)

第2 要綱別表に定める地域団体（以下「団体」という。）とは、自治会、子ども会をはじめとする、阪神南地域を基盤に活動を行う団体で、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 阪神南地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動を行っていること。
- (2) 活動を行う地域住民が自由に参加可能であること。
- (3) 団体規約を有し、代表者を定めていること。
- (4) 営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とした団体又は法人でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと。
- (7) 令和6年度から起算して本事業利用回数が3回以下である団体。ただし、過去5年以内の補助回数が2回以下の団体は応募可能。

(補助対象事業)

第3 補助対象となる事業は、阪神南地域における課題解決や地域の活性化に向けて、地域団体が創意工夫し、よりよい地域づくりをめざして取り組む事業とする。

2 従来から実施している又は実施していた事業の場合は、従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりが認められ、かつ前項の基準を満たすものを補助対象とする。

3 補助金の交付申請は、1団体につき1事業とする。

(補助対象としない事業)

第4 次のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を目的とする事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- (4) 従来から実施している又は実施していた事業（従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりが認められるものを除く。）
- (5) 同じ事業内容に対して、国、兵庫県（兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。）、市、その他団体から補助金・助成金を受けている事業（用途が重複しない事例

は除く) や当該行政機関等からの受託事業。

(補助率及び補助金額)

第5 補助率及び補助金額は、要綱別表のとおりとし、予算の範囲内で決定する。

2 当該補助事業の収入の合計額が支出の合計額を超える場合は、要綱別表に定める補助金額の上限にかかわらず、補助事業の支出の合計額からその他補助金・助成金、参加費収入、その他収入を控除した額を上限とする。

(補助対象経費)

第6 補助対象経費は、要綱別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費のうち、領収書(写)など支払実績の分かる書類の提出がないものについては、補助対象外経費とする。

(補助対象外経費)

第7 補助対象外経費は、要綱別表に定めるとおりとする。

(補助事業の応募方法)

第8 補助事業の決定を受けようとする者は、応募書(様式第1号)、事業計画書(別紙1)、収支予算書(別紙2)、申請団体・協働団体概要書(別紙3)、役員名簿・規約を阪神南県民センター長が指定する期日までに提出しなければならない。

(審査方法)

第9 補助対象事業及び補助金額の決定にあたっては、別に定める審査会により、応募に係る書類の審査及び必要に応じてヒアリング調査等を行う。

(補助金の交付決定)

第10 県民センター長は、前条の審査会の審査・評価に基づき、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付の決定をする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月7日から施行する。